

## 船舶事故調査報告書

平成26年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成25年5月13日 11時00分ごろ
発生場所	千葉県九十九里町片貝漁港 九十九里町所在の片貝港北防波堤灯台から真方位301° 970m 付近 (概位 北緯35° 32.2' 東経140° 27.5')
事故調査の経過	平成25年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十五共成丸、19トン CB2-65013（漁船登録番号）、九十九里まき網漁業生産組合 17.62m (Lr) × 4.37m × 2.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和53年2月4日
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年7月26日 免許証交付日 平成21年7月23日 (平成26年7月25日まで有効) 作業員 男性 年齢不詳
死傷者等	軽傷 1人（作業員）
損傷	デリックブームのガイ（旋回及び固定）ワイヤの破断
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、千葉県銚子市犬吠埼南西方沖の漁場でいわし漁の操業を行い、平成25年5月13日10時50分ごろ片貝漁港に帰り、同漁港の岸壁に右舷着けで係留し、本船の横の岸壁上に駐車したトラックへ荷揚げを開始した。 甲板員は、船首甲板上で荷揚げのためにデリックブーム（以下「ブーム」という。）を操作し、ブームの先端部から降ろされるワイヤの先端に取り付けられた網により、船体中央部の船倉からいわしをすくって吊り上げ、ブームを旋回させてトラック上へ網を移動させ、作業員が、トラック上でいわしを網から出し、タンクの中へ収容していた。

	<p>本船は、ブームをトラックの方へ旋回させていたとき、11時00分ごろブームを旋回させるためのワイヤ（以下「ガイワイヤ」という。）が切れてブームの旋回制御が不能となり、作業員が、旋回したブームに気付いて避けようとしたものの、ブームの先端から約2m付近が頭部に当たった。</p> <p>船長は、荷揚げ作業を中断して救急車を要請し、作業員は、病院へ搬送され、左頭部裂傷と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、船首マスト下部にブームが取り付けられ、ブームを操作するためのウィンチを船首甲板に設置し、ウィンチは、甲板員が1人で操作を行っていた。</p> <p>ブームは、全長約10m、直径約9cmであり、荷揚げ時には振り出されて使用されていた。</p> <p>船長は、連休等の前及びドック作業時、各部ワイヤの点検を行いながら、グリスを塗っており、ふだんは、ブームのガイワイヤ等を目視で点検を行い、異常を認めていなかった。</p> <p>切断したガイワイヤは、直径が約13mmであり、約半年間、使用されたものであった。</p> <p>作業員は、ヘルメットを着用していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、片貝漁港で係留して荷揚げ中、旋回中のブームのガイワイヤが切れたことから、ブームが、制御不能となって旋回し、トラック上の作業員に当たり、作業員が負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、片貝漁港で係留して荷揚げ中、旋回中のブームのガイワイヤが切れたため、ブームが、制御不能となって旋回し、トラック上の作業員に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>本事故後、船長は、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破断したガイワイヤを交換した。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時は、ヘルメットを着用すること。</li> </ul>